

出生届

令和 3 年 11 月 20 日 届出

在デュッセルドルフ日本国
大使館
総領事 殿

受 理	令 和	年	月	日
第		号		
通 知 (送 付)	令 和	年	月	日
第		号		

【出生届 3】

日本人女性の子を外国人男性が
出生後に認知した場合

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住 民 票	通 知
日本の戸籍の氏を記入してください。						

(1)	生 ま れ た 子	(フリガナ) 子 の 氏 名	タナカ 氏 田 中	タロウ 名 太 郎	父母との 続き柄	☐ 嫡 出 子 ☒ 嫡出でない子	(長 ☒ 男 口女)
(2)	生 ま れ た と き	令 和 3 年 10 月 5 日	☐ 午前 ☒ 午後 7 時 5 分				
(3)	生 ま れ た と こ ろ	ドイツ連邦共和国ノルトライン・ヴェストファーレン州 デュッセルドルフ市 ローフス通り 2 番地					
(4)	住 所	ドイツ連邦共和国ノルトライン・ヴェストファーレン州 デュッセルドルフ市 ブライテ通り 27 番地					
(5)	父 母 の 氏 名 日 生 年 月 日 (子が生まれたとき の年齢)	父	母 田中 花子				
(6)	本 籍 及 び 国 籍	東京都千代田区霞が関一丁目1番地 筆頭者の氏名 田中 誠 父の国籍 母の国籍 日本					
(7)	同居を始めたとき	令和 2 年 1 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めた ときのうち早いほうを書いてください)					
(8)	子が生まれた ときの世帯の おもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯 ☒ 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員者(5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯					
(9)	父 母 の 職 業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください) 父の職業 母の職業					
そ の 他	日本国籍を留保する 署名 田中 花子 印 (※押印は任意) ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ 市戸籍役場の発給した出生証明書を添付する。 令和3年11月6日ドイツの方式で認知成立。同年11月10日届出済み。 ※日本人母がドイツ国籍法第4条第3項の要件を満たし、ドイツでの出生により、子にドイツ国籍が付与される場合： 母がドイツ連邦共和国に5年以上合法的に滞在し、且つ無期限の滞在許可を有しているため、子は出生を もってドイツ国籍を取得する。 ※子の出生により母について新戸籍を編製する場合： 子の出生により、母と子について下記のところに新戸籍を編製する。 「東京都千代田区霞が関一丁目1番」 ※子の名が出生届とドイツ国発行の出生証明書で異なる場合： 出生証明書には子の名が「●●」と記載されているが、 戸籍には「◆◆」と届け出る。						
届 出 人	☒ 1. 父 母 ☐ 2. 法定代理人() ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長 住 所 ドイツ連邦共和国ノルトライン・ヴェストファーレン州 デュッセルドルフ市 ブライテ通り 27 番地 本 籍 東京都千代田区霞が関一丁目1番地 筆頭者の氏名 田中 誠 署 名 田中 花子 印 平成 3 年 4 月 5 日 生 (※押印は任意)						
事 件 簿 番 号		↑ 窓口にてご提出の場合は空欄のままお持ちください。					

(届出人の連絡先及び電話番号 +49 (0) 1234-5678, tanaka@ko.mofa.go.jp

← 日中連絡可能な携帯電話番号等と、メール
アドレスを記入してください。